

補装具の種目と判定方法

項 目		新規支給	再支給 [1参照]		修理	◎総合相談所の直接判定が必要な補装具 ●総合相談所の文書判定が必要な補装具 △総合相談所の判定は不要な補装具(市町村での判断により決定)
			型式が同一である場合	型式が変更された場合		
義 肢	骨 格	◎	◎	◎	●(△) [2参照]	1 補装具費の再支給について、前回支給されたものと同一の機能等である場合は、原則総合相談所の判定を必要としません。(骨格構造義肢、特例補装具を除く。)ただし、医学的判定の要否により、一部の補装具で特別な取扱いがあります。 ※総合相談所の判定が不要な補装具の例(機能等が同一) 「電動車椅子標準形低速用」から「電動車椅子標準形中速用」 「高度難聴用耳かけ型」から「高度難聴用ポケット型」 ※総合相談所の判定が必要な補装具の例(機能等が変更) 「車椅子自走用」から「車椅子自走用リクライニング機構」 「電動車椅子簡易形アシスト式」から「電動車椅子簡易形切替式」 「短下肢装具硬性」から「短下肢装具両側支柱」 「高度難聴用耳かけ型」から「重度難聴用耳かけ型」 ※一部特別な扱いをする補装具の例(総合相談所の判定不要、医学的判定を要さないもの) 「靴型装具短靴」から「靴型装具半長靴」 「電動車椅子標準形中速用」から「電動車椅子簡易形切替式」 ※一部特別な扱いをする補装具の例(総合相談所の判定必要、医学的判定を要するもの) 「電動車椅子簡易形切替式(車椅子自走用)」から「電動車椅子簡易形切替式(車椅子自走用リクライニング機構)」(姿勢変換機構が加わるため) 「電動車椅子標準形中速用(ジョイスティック)」から「電動車椅子標準形中速用(チンコントロール)」(操作方法が変わるため) 2 骨格構造義肢の修理について、ソケットの修理を伴う場合は文書判定で行います。同一規格の完成用部品、外装・小部品のみ交換等は総合相談所の判定は不要です。(市町村での判断により決定。) 3 重度障害者用意思伝達装置の新規支給について、デモ機等の試用状況を録画したDVDを添付してください。 4 特例補装具の修理について、同一規格の小部品やタイヤ等消耗品のみ交換等は総合相談所の判定は不要です。(市町村での判断により決定。) 5 借受けの判定方法は新規支給に準じます。 6 18歳未満に支給された補装具の修理、再支給については新規支給に準じます。
	それ以外	●	△	●	△	
装 具		●	△	●	△	
姿勢保持装置		●	△	●	△	
補 聴 器		●	△	●	△	
車椅子(モジュラー・オーダーメイド)		●	△	●	△	
電動車椅子		◎	△	◎	△	
重度障害者用意思伝達装置		● [3参照]	△	●	△	
特例補装具		◎	◎	◎	◎(△) [4参照]	
18歳未満(児童)の全ての補装具		△	△	△	△	

※義眼、眼鏡、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)、車椅子(レディメイド)、歩行器、視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ、車載用姿勢保持装置については市町村での判断により決定となります。